

秋草葬斎場の設備更新に係る事業者選定発注者支援業務等委託
公募型プロポーザル質疑への回答書

平成 28 年 6 月 27 日

質問内容	回答
既存建物への増築にあたって、既存建物の検査済み証が必要になるかと思いますが、検査済み証はあるという理解でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
「発注支援責任者」の資格として『「技術士（総合技術監理部門の「衛生工学-廃棄物管理」、「技術士（衛生工学部門の「廃棄物管理）」、RCCMの資格（専門部門の「廃棄物）」のいずれかの資格』とありますが、他部門の技術士を配置することは可能でしょうか。	不可とします。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合